

前文（政策体系における法人の位置付け及び役割）

- 病院と研究所が一体化した法人である強みを生かし、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に寄与
- 高齢者が健康な状態をより長く維持できるよう、「介護予防・フレイル予防」及び「認知症との共生・予防」を重点分野に位置づけ、健康寿命の延伸に寄与 等

1 中期目標の期間

*1～5は中期目標に定めるべき事項として、地独法第25条に定められている。

中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【○：新規項目、◆：拡充】

病院部門

(1) 高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及

ア 健康長寿を阻害する疾患等に対する高齢者医療の提供

重点医療の一層の充実や、その他においても高齢者の特性に配慮した専門医療を提供することで、生活機能の維持・フレイル状態からの回復を目指すとともに、これらのノウハウを地域に普及

項目1 血管病医療

項目2 高齢者がん医療

項目3 認知症医療

項目4 高齢者糖尿病医療 (○)

- 合併症やフレイル、認知症の予防を推進
- 診療科間の連携やチーム医療の強化
- 研究部門との連携を推進
- 地域連携の推進と知見の普及

項目5 高齢者の特性に配慮した医療 (◆)

- 全人的・包括的医療の提供による生活機能の維持・フレイル状態からの回復支援
- フレイルの視点をより一層重視した早期からの「予防し、治し支える医療」を提供、新たな「高齢者医療モデル」として確立・普及

イ 地域における公的医療機関としての取組

東京都地域医療構想の実現に寄与するため、高齢者の急性期医療を担うとともに、公的医療機関として、地域における中核的な役割を果たす

項目6 救急医療

項目7 地域連携の推進

項目8 災害・感染症等の緊急事態への対応 (○)

- 風水害や地震等における災害医療
- 新型コロナを含めた新興・再興感染症における感染症医療
- 非常時を想定した危機管理体制の強化

ウ 安心かつ信頼できる質の高い医療提供体制の確保

安全で質の高い医療及び患者中心の医療を提供するとともに、患者サービスの向上に取り組む

項目9 安全で質の高い医療の提供

項目10 患者中心の医療、患者サービスの向上

研究部門

(2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究

高齢者が地域での生活を継続するための研究を推進するとともに、公的研究機関として取組を普及

項目 1 1 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究

項目 1 2 高齢者の地域での生活を支える研究

項目 1 3 老年学研究におけるリーダーシップの発揮 (◆)

- デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進 等

項目 1 4 研究成果の社会への還元

人材育成

(3) 法人の資源を活用した政策課題への対応

2つの重点分野を中心に、医療と研究の連携を推進し、その知見やノウハウを社会に還元

項目 1 5 介護予防・フレイル予防の取組 (◆)

- 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター
- フレイル予防センター 等

項目 1 6 認知症との共生・予防の取組 (◆)

- 認知症支援推進センター、認知症疾患医療センター
- 認知症未来社会創造センター 等

(4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成

高齢者医療・研究の実績や人材育成のノウハウを活用し、質の高い専門人材を育成

項目 1 7 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成 (◆)

- フレイルの視点をより一層重視した早期からの「予防し、治し支える医療」を担う人材の育成 等

経営部門

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

項目 1 8 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化 (◆)

- DXの推進により、法人の業務運営及び患者サービス等を改善し、QOSの向上を図る 等

項目 1 9 適切な法人運営を行うための体制の強化

4 財務内容の改善に関する事項

項目 2 0

- (1) 収入の確保
- (2) コスト管理の体制強化

5 その他業務運営に関する重要事項

項目 2 1 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）